

# 定期健康診断について

宝塚市教育委員会

学校・幼稚園では、学校保健安全法に基づき次のとおり幼児児童生徒の健康診断を行います。子どもたちが、健康に学校生活を送ることができるように、一人ひとりの成長・健康状態を調べ、その結果に基づいて保健指導・管理を行うためのものです。

## 健 康 診 断 対 象 学 年

検診・検査項目		学年	幼稚園	小学校						中学校			高等部(養護)			備考
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
学校 ・ 園	身 体 計 測	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	視 力 検 查	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	色 覚 検 查						▲									
	聽 力 検 查	○	○	○	○			○		○		○	○	○	○	※
学 校	内 科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	運動器検診		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	医 師 検 診		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	眼 科	○	○		○		○		○		○	○	○	○	○	※
医 等	耳 鼻 科 咽 喉 科	○	○	△	○		○		○		○	○	○	○	○	※
	歯 科	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	
	整 形 外 科												○	○	○	※
	医療機関	結 核 検 診	問 診 票		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
療 機 関	X線直接・かく痰			△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	
	心 臟 検 診	心 一 次	省 略 心 電 図		○						○		○			
		心 二 次	心 音 図		○						○		○			
		心 三 次	次		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	脊 柱 検 診										○					
	尿 検 查	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○…全員      △…一部該当者      ▲…希望者

◎…全員（斑状歯検診を含む）      ※養護学校においては、小・中・高全員対象

- ☆ 健康診断は、各検診・検査ごとに日程を設定し、4月～6月に実施します。日程は、学校・幼稚園から別途通知します。
- ☆ 幼稚園児の視力検査と聴力検査については、正しく検査する必要がありますので、園生活に慣れた頃に実施する予定です。
- ☆ 健康診断についての問い合わせ・相談は、学校・幼稚園へお願いします。

## 健 康 診 断 の 内 容

身 体 計 測	身長・体重の計測をする。 身長や体重をもとに、発育評価をする。
視 力 検 查 る。	視力表（指標）を用いて検査する。眼科検診までに検査す ☆色覚検査については、小学校4年生の保護者に同意をもら い、 希望者のみ実施する。
聴 力 検 查 る。	オージオメータを使って検査する。耳鼻科検診までに検査す
内 科 検 診	栄養状態、脊柱や胸郭の異常の有無、発育状態、皮膚疾患の 有無、その他異常の有無を検診する。
運 動 器 検 診	脊柱や骨・関節などの運動器について、疾病及び異常の有無 を検診する。
眼 科 検 診	目の疾病や異常の有無を検診する。
耳 鼻 科 検 診	耳・鼻・咽頭の疾患の有無を検診する。
歯 科 検 診 等。	歯や口腔の疾病及び異常の有無を検診する。むし歯の発見
整 形 外 科 検 診	運動器について、疾病及び異常の有無を検診する。
結 核 検 診	問診票等を実施し、さらに詳しい検査を必要とする者に対 し、X線撮影等の検査をする。
心 臓 検 診	一次検診において、省略心電図・心音図・アンケートを実施 し、有所見者は二次検診（心電図・診察）を受ける。なお、 二次検診の有所見者は、三次検診によりさらに詳しい検査を 受ける。
脊 柱 検 診	一次検診において、モアレ写真撮影を実施し、有所見者は二 次検診（視触診）を受ける。なお、二次検診の有所見者は、 三次検診（X線直接撮影）によりさらに詳しい検査を受け る。
尿 検 查	試験紙で尿たんぱく・潜血・糖の有無を検査し、結果が (±)・(+)の者は、再検査によりさらに詳しい検査をする。

健康診断の結果、疾病や異常がある場合や、さらに精密な検査を必要とする場合には、家庭において専門医を受診させてください。

通院加療中、経過観察中の場合には、経過等を学校園にお知らせください。

### 《実施期日・保護者への報告》

(1) 定期の健康診断は、毎学年6月30日までに行うものとする。

(学校保健安全法施行規則第5条第1項)

※ 幼児の視力検査・聴力検査は、9～11月初旬に行ってもよい。

(2) 定期の健康診断を行った時は、21日以内にその結果を保護者に通知しなけれ  
ばならない。(学校保健安全法施行規則第9条第1項)

### 《共通留意事項》

(1) 出務医への確認及び依頼

検診日までに、出務校医への事前の確認及び依頼を済ませておく。

(2) 会場

① 検診医等の数に応じた会場設定を準備する。

② 事前に校医等に確認の上、机、検診器具等物品の配置等について指示を受け  
る。

③ 照明の確保等、校医等の執務環境の整備に努める。

(3) 記録

事前に記録者を決め、記録方法等を周知しておく。

(4) 資料

保健調査票等により健康状態・疾病状況を把握し、資料を準備する。

(5) 受診者の把握

受診対象者は正確に把握し、誤受診のないよう十分注意する。(結核・心臓精  
密検査等)

(6) 器具等

検診器具等を事前に点検しておくとともに、校医等の指示に基づく物品を用  
意

しておく。歯鏡・鼻鏡については、他の検診器具が混入しないように注意し、  
使用後は、流水で汚物を除去しておく。

(7) 未受診者への対応

検診当日に欠席等による未受診者に対しては、後日受診できるよう可能な限り

配慮する。最終的に未受診者があった場合は、その後の健康観察に十分注意を  
払うとともに、必要と認められる場合には専門医への受診を勧める。

(8) 健康診断実施上の留意点

- ① 男女差に配慮して実施する。
- ② 性的マイノリティ児童生徒への配慮を検討の上、実施する。

(9) その他

- ① 異動等があれば、4月当初に管理校医等にあいさつをしておく。
- ② 検診には、担任または教科担任が立ち会う。
- ③ 検診医用の駐車場を確保しておく。
- ④ 検診が途切れることがないよう、誘導整理を行う。
- ⑤ 幼稚園は、小学校と調整の上、検診準備及び事後措置にあたる。